

国立公文書館内閣文庫所蔵『唐船一件』について Ⅱ

On *TÔSEN IKKEN* Possesed in National Archives of Japan Ⅱ

黒木國泰

はじめに

前稿に引き続き内閣文庫所蔵の『唐船一件』を紹介したい。前稿Ⅰには第1丁から104丁までを紹介した。内容は、東九州沿海防備とくに幕府領漂着唐船に関わる日田代官（西国郡代）と長崎奉行、勘定奉行、大名とのやりとり文書及び関連での勘定奉行と大名とのやりとり文書であった。小稿Ⅱでは、104b丁から末尾137丁迄を紹介する。

羽倉権九郎郡代の頃、寛政12年に京商人が薩摩で仕入れた不正物を京都に運ぶ途中、日向の幕府領で捕えられ、長崎で入牢の事例（中村質「鎖国期における輸入品の流通と抜荷物」『近世対外交渉史論』吉川弘文館、2000年、163頁）が紹介されている。これは鹿児島から上方への東九州ルートでの不正物流通ルートを取り抑える要地としての天領細嶋の存在を明示するものである。『唐船一件』には、細嶋等の幕府領をとおして私領をも含めた抜け荷取締に関わる文献が体系的に纏められている。この点で、本史料の存在意義が改めて注目されるべきであると考える。

日向国の幕府領が日田代官支配になったのは、享保5年（1720）池田喜八郎季隆が日田代官に就任してからである。以下に歴代代官・郡代を載せておく。（『宮崎県史』通史編近世下、612ページ）

池田喜八郎季隆	享保5（1720）～8年
増田太兵衛永政	享保9（1724）～19
岡田庄太夫俊惟	享保19（1734）～寛保2 寛保2（1742）～宝暦4 支配地域に宮崎郡が含まれる
岡田九郎左衛門俊博	宝暦4（1754）～宝暦7 俊惟の長男
揖斐十太夫政俊	宝暦8（1758）～安永1 郡代支配 俊惟の次男
揖斐富次郎篤俊	安永1（1772）～安永6 郡代支配 政俊の長男
揖斐鞠負政偊	安永6（1777）～天明6 郡代支配 富次郎の弟
揖斐造酒助政恒	天明6（1786）～寛政5 郡代支配 政偊の養子
(高松在陣の代官支配時期 寛政5～11まで3代、浅岡彦四郎直澄9～11)	
羽倉権九郎秘救	寛政12（1800）～文化7 郡代支配
羽倉外記（左門）秘道	（文化5～7）
三河口太忠輝昌	文化7（1810）～文化13 郡代支配

三河口八藏輝光 (文化12～13)
 塩谷大四郎正義 文化14(1817)～天保6 郡代支配
 (長崎代官高木作右衛門忠任と同忠篤支配の時期)
 寺西藏太元栄 天保8(1837)～天保12 郡代支配
 竹尾清右衛門忠明 天保12～弘化4 郡代支配

小稿では、前稿唐船一件Iに引き続き、104丁からあと137丁までを紹介することにする。
 内容は以下の通りの26余の抜荷高札、達し、請書文書等である。

- (1) 細嶋湊高札之内写 正徳4年(1714)2月、長崎奉行。塩谷大四郎署名付。
- (2) 條々 正徳4年(1714)12月、長崎奉行。
- (3) 條々 正徳4年(1714)11月、長崎奉行。
- (4) 唐船抜荷之儀ニ付御触書写 享保3年(1718)老中か? 塩谷大四郎署名付。
- (5) 覚 享保7年(1722)5月、池田喜八郎代官から細嶋津口番人宛
- (6) 覚 享保5年(1720)9月、池田喜八郎代官から細嶋津口番人宛
- (7) 覚 享保5年(1720)9月、池田喜八郎代官から下別府津口番人宛
- (8) 覚 享保5年(1720)9月、池田喜八郎代官から下別府津口番人宛
- (9) 唐紅毛抜荷物名目写改方之儀ニ付被仰渡御請書 文化2年(1805)9月、羽倉権九郎から
中須賀湊
- (10) 長崎奉行支配抜荷出張所江御料所之もの無断呼出有之候ニ付 以来抜け荷取斗方伺書
塩谷大四郎
- (10) -2 勘定奉行からの返答 付紙 文化4年閏4月
- (10) -3 長崎奉行から塩谷大四郎宛 文政元年(1816)
- (11) 唐船渡俵物都長崎表江廻方之儀 文政9年3月3日 久世伊勢守から塩谷大四郎 宛
- (12) <俵物抜け荷筋への売却禁止> 寛政元年4月 (長崎奉行)
- (13) 同上 午3月(享保11年、元文3年 文政5年?)
- (14) 国東郡下岐部村豊蔵、老衰につき多作に煎海鼠請負人交替願い出
文政9年2月16日 塩谷大四郎から高木作右衛門宛
- (15) 同上に対する願いの通り承知
(文政9年)3月20日高木作右衛門から塩谷大四郎宛
- (16) 差上申候請証文之事 天保2年(1831)2月 塩谷大四郎支配所豊後国国東
郡下岐部村漁師惣代、下吏、庄屋、買集人から石川定之丞宛
- (16) -2 同上 塩谷大四郎手代
- (17) 差上申候請書之事 下岐部村一ヶ年請負 天保2年(1831)2月 塩谷大四郎支配所豊後
国国東郡下岐部村漁師惣代、下吏、庄屋、買集人から石川定之丞宛
- (18) 乍恐以書付御届奉申上候 天保2年(1831)2月 塩谷大四郎支配所豊後国国東郡下岐
部村漁師惣代、下吏、庄屋、買集人から石川定之丞宛
- (19) 御聞糺ニ付奉申上候 卯(天保2年)2月 宇佐郡中須賀村庄屋から日田役所

- (20) 御請申上候書付 天保 2 年 (1831) 2 月 御料所下岐部村多作
- (20) -2 同上 庄屋
- (21) 細嶋町乗助死去ニ付請負人交替願出 天保 2 年 3 月 21 日
塩谷大四郎から高木作右衛門宛
- (22) 同上に対する願いの通り承知 (天保 2 年) 3 月 13 日
高木作右衛門から塩谷大四郎宛
- (23) 乍恐以書付御届奉申上候 天保 6 年 (1835) 10 月、臼杵郡平岩村庄屋から富高御役所への
伺文。
- (24) 以書付御届奉申上候 天保 6 年 12 月 煎海鼠請負人日知屋村庄屋新右衛門から富高役
所宛
- (25) 乍恐書付を以御届奉申上候 天保 6 年 12 月 細嶋町請負人又八郎から富高御役所
- (26) 以書付御届奉申上候 天保 6 年 12 月 煎海鼠請負人多作から四日市御役所宛
- (26) -2 同上 庄屋、組頭

凡例

- 1 ページを、左にアラビア数字で示した。ただし丁替わりではなく、原文を複写したときの枚数を表紙を含めて便宜的に示している。したがって、「3」は2丁め表^{おもて}aである。「4」は、10行目までが2丁め裏bであり、11行目から21行目までが3丁め表aである。本文中にページ数を記す場合、すべてこのページ数である。
- 2 本文中に読点(、)と並列点(・)を加えた。
- 3 筆者の加えた文字には、すべて〔〕または〔〕を施し、本文と区別した。
- 4 文意の通じがたい箇所、もしくは底本の儘に従ったことを示す場合には、ママと傍註した。
- 5 異体字は概ね正字に改めた。斗は計とする。ホは等とし、ヰは々とした。ただし、通用される
^{より}_{など}、ヰは原文のままとした。

<承前>

104

I 細嶋湊高札之内写

塩谷太四郎^{ママ}

條々

- 一 浦々において船を貸借候て、異國船のぬけ荷を買取候もの有之由、相聞へ候、自今以後者たとへ初より其事の子細をしらずして借候とも、其船の船頭・水主ハぬけ荷買取候ものと同罪に行たるべく候、然上ハ諸国浦々の船頭水主口手口申合をき候て、もしぬけ荷買取候ものに船を借し合候ハハ、からめとり候て、長崎奉行所又者其所之御代官所地頭へなりとも極をき所へ申出へし、もし又船中にてハとらへかたき事も候ハハ、何方

105

へなりとも船をつけ候所にて、其所のものに告知らせ
からめとり候て其所ニ預おき、是又長崎奉行所又ハ
其所の御代官所地頭へなりとも可申出、其船頭水主
には急度御ほうび下さるへき事

- 一 浦々の船頭水主たとへぬけ荷買取候事を申合
候とも、或は船中にてなりとも、或ハ船をつけ候所々
なりとも、ぬけ荷買取候ものをからめとり候事、
前に志申候とをりに仕候ハハ、初より申合候罪
科を由るされ、御ほうひハ船を貸り候時に申合候
代物の一倍を下し置るへき事

附

其船の事は、船主船頭等相對に貸し候とも、
其水主のはたらきにより候て、ぬけ荷買取候
もの、并申合候船頭等からめとり候て、其水主に
被下候御ほうひの事、是又船貸候時、船主船頭
等と申合候代物の一倍を下さるへき事

- 一 諸国浦方をあるく、ぬけ荷買取候もの有之由を告
知らせ候もの有之候ハハ、其所の者共、早速に出合候て
からめどる遍し、もし油断せしめ、とりにかし候ニおみ
てハ、急度其罪科に行はるへき事

106

右條々急度相守るへき者也

正徳四年二月日 奉行

先ずはじめに天領細島港に立てた高札を、細島が日田代官支配になる享保5年（1720）より前の正徳4年（1714）2月のものから載せている。漂着唐船・異国船との抜け荷取締のための高札であり、ここには、キリシタン取締は含まれない。

II

條々

- 一 伴天連并切支丹宗門之族、異國船より日本渡海之沙汰
近年無之間、自然相忍密ニ差渡義可有之事
- 一 先年異國江被指遣之南蛮人之子とも、伴天連にて仕立企有之由、此以前渡海之伴天連共申之條々、其子孫の伴天連と成候者、日本船を造り日本人の姿をまなび、日本のことはをつかひ、相渡儀可有之事
- 一 異國船近年四季共に渡海自由たるの間、浦々の儀ハ不及申、在々所々に至るまで、嚴ニ無油断心懸付見出し聞出し申出へし、縱彼宗門たるといふとも、於申出は其科を由るし御ほうひの上、乗渡船荷物共に可被

107

下之、万一隠置、後日に伴天連又ハ同船之輩、捕之拷問之上者、其かく連なるへからさるの間、不申出之相隠す輩之儀者不及申、其一類又ハ其所により一在所之者迄、急度曲事にをこなハるべき事

右條々海上見渡す所之番之者は勿論、猶船之事、其外之者に至る迄、念を入見出し聞出し、奉行所迄可申出之者也、仍下知如件

正徳四年十二月 奉行

III

條々

- 一 異國船より抜荷を買取候金元をいたし、人を雇ひ候ハハ、抜買仕候もの有之由、相聞ヘ候間、彼族を訴人仕るにおみてハ、吟味之上、金元仕候もの々金銀・米・錢・家財等迄、不残可被下之事

108

- 一 抜荷仕候ものを同類の内より召捕ヘ、或は訴人仕候ものには、右之荷物御褒美として可被下之事
- 一 唐人とぬけ買を申合、亦者右之立会之取次を以多し或はぬけ荷物仕なれたるもの、並抜荷物に雇連、或ハ

其事に携わり候有之事、訴人仕るに於みてハ、急度御
褒美を可被下、たとひ同類たりといふとも、其科を由る
し貸銀札銀等申合候員数之一倍可被下之事

附

只今迄ぬけ荷仕候もの之宿いたし、或ハぬけ取候荷
物預り隠し置候もの、或ハ手合仕候ものたりといふ
とも、訴人仕候ハハ、是又其科をゆるし、御褒美被下、
右同前たる遍き事

右條々急度可相守之、若存ながら隠し置、外より令露顕
は、其科本人可為同前者也

正徳四年十一月 奉行

109

IV 享保三戌年(1718)

唐船抜荷之儀ニ付御触書写
塩谷太四郎

覚

- 一 唐船持渡之諸色、抜荷仕賣買之者、今以不相止、不届
候、向後買元不慥成疑敷品有之候ハハ、不可相求、於訴出者
僉議之上、其荷物可被下之、尤抜買仕者有之由、沙汰承候共
是又可訴出、縱同類たりといふ共、其科ゆるし御褒美被
下之、其上あたをなさるやうニ可申付候、若存ながら不申出
もの有之ハ、於令露顕者急度可被行罪科事
- 一 海上ニ而唐船見懸候ハハ、縱行違ニ候共、唐船とはるかに間
を隔可罷通、尤唐船かかり有之、近邊ニ同様ニ船かかり
いたし候ハハ、遂僉議可被行罪科候間、國々所々ニおみて、西國
処國往来之船持候もの共江者、常々急度可申付事

右之趣、堅被申渡置、外より不相知以前面々領知支配下より
相改出し候様ニ、無油断可申付候、若違犯之者有之時者、
伺之上、仕置可被申付候、以上

戊六月〔享保3年戊戌〕

110

右之通、御書付出候間、写置之候、可被得其意候、以上

七月 三日 水野因幡守

水野伯耆守
能(伊)勢伊勢守
大久保下野守

右御書付享保三戌年被仰出、其節之支配室七郎左衛門より

日州支配所村々江申渡、小前壱人別請印取之候、本紙

引渡御座候

享保年中

日向國細島湊津口番人江池田喜八郎相渡置候書付写

但此書付番人共掲書与相唱、當時茂相用、尤富高出張

陣屋ニも右扣前々より引渡御座候

マサ
塩谷太四郎

享保3年の唐船抜け荷御触書については、日田代官室七郎左衛門が、日向の天領に対して写しを取らせている。

細島が日田代官支配となったのは、宮崎県史は享保5年（1720）としている。しかし、それ以前から日田代官が関与するところがあったのである。

漂着エグレス船・オランダ船、唐船についての取扱

①から⑤まではイギリス船・オランダ船漂着の際の取扱、⑥以降は漂着唐船について。

以下、細島と下別府とに同文の高札を出している。

V 覚

①一 終けれども船阿蘭陀船繫候時、人質不可取之候、不限昼夜、急飛脚を以細島役所江急度可注進、尤遠かけニ番船附置、厳敷相守可申事

②一 右之船繫候節、遠見番人罷出、日本之通詞申もの有之哉、又ハ無之哉、相尋可有注進事

1 1 1

③一 右之船繫候与而、致注進候所ニ而、得順風走出候ハハ、不致追船、遠見番所より何方江乗候段、方角見届可有注進事

④一 右之船繫候節、米薪等致所届候ハハ、其趣可有注進、此方より差圖無之内、何品によら須、一切相渡申間敷候、繫御停止之事候間、可有其心得候、勿論此方より、入用之品之有之哉与相尋候事、堅可為無用事

⑤一 右之船縦船堅繫不仕候共、近所通候哉、又者怪敷船相見候ハハ、是又可注進事

- ⑥一 来朝帰帆共ニ唐船漂着之節者、早速急飛脚を以、細嶋役所江可有注進事
- ⑦一 来朝之唐船漂着之節者、番船警護嚴敷附置之、若シ繫場惡敷候ハハ、湊内江挽入、日和次第、長崎江引送可申事
- ⑧一 帰帆之唐船漂着之節も、番船警護嚴敷附置之、日和次第、帰帆候ハハ、唐人心次第ニ可致候、勿論其趣可有注進候、若船等損候ハハ、注進之上、差図次第是又長崎江挽送可申事
- ⑨一 右唐船細嶋海表漂着之節、自今者牧野越中守、秋月長門守方より番船引舟共々被差出候筈、被仰付置候ニ付、右両所江細嶋役所より早速申達筈候、其節之海上風並相考、早速

下げる

112

- 間ニ合候方江、其先早々申懸筈ニ候間、其趣役所江可申通候、下別府海表漂着之節者、前々之通伊東修理守方より番船引船被差出候筈被仰付置候間、右番船引船等之儀、細嶋江申越手代共方より、右之衆中役人迄、早速申達筈ニ候、尤番船等不来内者、其所より附置之可申候事
- ⑩一 右之船錨を入候ハハ、早速遠見番人罷出、様子相尋、錨を入候場所刻限等、又者来朝帰帆之訛、唐人乗組人数等之儀、唐人より書付取之、右之書付相添、委細可致注進候、其内得順風走出候ハハ、不致追船、遠見番所より何方江乗り候哉方角見届、早速其事可有注進事

錨を入れること、すなわち漂着である。

- ⑪一 右之船長崎江挽入候節者、其趣致注進、来朝帰帆船共ニ質唐人武人取之、番船之内江乗進うつし、足輕兩人相副可申候、質唐人船中賄之儀者、此方より以多し、長崎着船之上、賄代銀唐人より出之筈ニ候間、長崎ニ而松田金兵衛与申者方江可申請候、尤唐船質唐人船 先ニ不成様、一同ニ挽之、遠見番兩人警護いたし、長崎江可相送、若沖中ニ而異變於有之者、其趣以飛船長崎ニ而松田金兵衛方江可有注進事
- ⑫一 右之船飯米薪野菜等願候ハハ、可有注進、指圖無之内達向届候共、何ニ而も一切繁相渡申間敷候、御停止之事ニ候間、

113

可有其心得候、水相願候儀、其人数相看相應ニ遣之、水員數之趣可注進事

⑬一 唐船破船其外船道具損失ニ付、相願候ハハ、逸ニ可有注進事

⑭一 船中ニ而唐人相果候共、死體陸江揚申間敷候、其外病人有之、藥種願候ハハ、可有注進候、是又差圖無之内、相渡申間敷事

⑮一 前々ノ建來候浦高札者勿論、去ル午年被仰出候唐船抜荷之儀ニ付、浦高札之趣、急度相守之、怪敷者有之者可注進、且又唐船漂着又者沖ニ漂候節、日本人近付怪敷牋相見候ハハ、早速とらへ置可注進事

右之通堅可相守之、唐船漂着之節者不及申、常牋往来以多し候ものたりといふとも、唐船近逼江、此方之者不寄様ニ、浦々江兼而申付置候条、得其意、惣而唐船一件之事、微細ニ細嶋役所江急飛脚を以致注進、差圖之趣可相守者也

114

享保七年寅（1722）五月 池田喜八郎

細嶋津口

番人

下ケ札

本文ノ条之外者、下別府之方も同様ニ
御座候、尤分一立方之書付者双方別
文立ニ御座候

以上Vは、細嶋津口番人に対して、日田代官池田喜八郎が享保7年（1722）に命じたものである。

⑯の「去る午年」の浦高札とは、前出 正徳4年（1714）長崎奉行からの3つの浦高札のこと。

ここで①により、英國船・オランダ船が漂着したときは人質をとってはならないことがわかる。キリストン国として、オランダをイギリスと同列に併記していることとあわせて興味深い。

⑨に細嶋漂着唐船について、自今つまり享保7年（1722）からは、延岡藩の牧野越中守貞道と高鍋藩の秋月長門守種弘が番船曳舟を差し出すことになっているとのこと。実は享保7年に日田代官池田喜八郎のお伺いにより、北西の風のときに高鍋藩美々津からの北上が困難なので、その際、延岡城主牧野氏に番船を出すように命じている。細嶋をめぐる経緯を振り返っておきたい。

良港細嶋が、延岡藩領から幕府領になったのは、元禄5年(1692)のことである。延岡藩主・有馬清純が領内不取締（山陰村逃散一件）により、元禄4年(1691)所領を収公され、元禄5年2月に三浦明敬が延岡に入封した。この時、細嶋は幕府領となった。

そこで元禄8年(1695)5月には高鍋藩が幕府老中より御領細嶋への漂着唐船の支配方を命じられ、元禄14年5月には高鍋藩が細島漂着唐船対処マニュアル「武末清兵衛美々津へ被遣付被仰渡条目之覚」（『拾遺本藩実録』）を発行している。享保7年までは高鍋藩のみが責任を負っていたわけである。

⑦の来朝唐船が漂着したときには、日和次第で長崎に回送とある。ここを長崎奉行に伺いをたてるまでもなく、と読み取ることはできない。長崎回送を命じられているのは、高鍋藩と延岡藩である。

⑧の帰帆の唐船漂着のときは、日和次第、中国に帰帆させてよろしい。唐人の考えに従ってよろしい。もちろんその事を長崎に「注進」すべきである。

このことについて延享4年(1747)延岡藩の漂着唐船対処マニュアルの中に長崎から帰帆の漂着唐船については、日和次第に出帆させてよいとある。⁽¹⁾ また貞享4年(1687)の高鍋藩用達商人糸屋からの漂着唐船対処マニュアルも同様である。⁽²⁾ この時期の東アジア世界の動き、すなわち1863年の台湾鄭氏滅亡後の清朝展海令による来貢唐船の激増への対処としての貿易制限、その結果としての積戻り船による漂流漂着を装う抜荷対策として上記のマニュアルが作成されたと理解されている。⁽³⁾ とすれば、「帰帆」唐船こそが警戒されなければならなかつたはずである。後考を俟つ。

VI 覚

- 一 細嶋津口於番所、船船改之儀□文前書ニ申請候之通、出
入之船無油断心懸付可相改候、若怪敷義も於有之者
致吟味□相附、子細も有之者、細嶋役所江可申出事
- 一 商賣之荷物湊入候節者、積來候荷物相改商物之品
送狀ニ記、津口番人江遣、當地ニ而賣拂候 分者進運
上津口番所江、取立候様可心得候、尤出帆之節、出船
手形相改、乗人等疑敷儀無之様可改事
- 一 宵燈夜中度々見廻不消様ニ以多し、渡海并湊出入之

115

- 船目當不違様ニ可致候、□□之儀於有之者、
可為曲事事
- 一 細嶋湊ニ而大名衆出帆着船繫等有之節、湊海
陸共ニ猥ケ間敷義無之様、心懸可附候、且又入津之節、
風相惡敷船入かたく相見候ハハ、其旨役所江申出、挽船
等出候心懸可致事
- 一 番所火用心可入念候、博奕諸之賭勝負、酒宴

乱舞ヶ間敷義、致間敷候事

右之通堅可相守者也

享保五年子（1740）九月

池田喜八郎

細嶋津口

番人

但下別府の方并進申渡共、享保五子年ニ而、細嶋湊捷
書而已享保七寅年ニ御座候、右者牧野越中守懸被
仰付候後、認置相渡候儀迄相見申候、且至等之儀ニ付、
申渡者異國船ニ拘候義ニ者無之候得共、同時ニ出
物ニ付、写差出申候

細嶋津口番所の番人への捷書について、異國船とは関係ないけれど、同時に出されたものなので、写しを差し出すことにしたという。誰がどこに何のために差し出すのか、明確ではない。しかし、次のVIIの下別府川口番人への覚えについての塩谷郡代による但書きによると、18世紀初めの享保年間、日田代官池田喜八郎時代の捷書きが、100年後の塩谷郡代の頃も生きていたということである。

塩谷郡代による但書きがあることから、この『唐船一件』文書をまとめる上で、塩谷郡代が果たした役割の大きかったことがわかる。ただし、記録の最も新しいものは、寺西郡代の時期である。そこで、黒木國泰前稿（I）では「1754年から寺西蔵太郡代の時期、天保年間までの概ね90年間の記録である。したがって、寺西郡代が職責上の必要により、配下の手代に取りまとめさせたもの」と述べた。

前稿での仮説は、日田の役所でまとめられた文書であることを前提とした。しかし、塩谷郡代がどこかに提出したものであることを、ここに明記している。したがって、この『唐船一件』は、日田でまとめられたものではなく、日田代官・郡代から勘定奉行に差し出された文書を、江戸で取りまとめたものであると愚考する。百歩譲って、塩谷の勘定奉行への提出文書の写しが日田に残されたとしても、塩谷郡代が彼の前任者の残した関係文書をまとめて提出したものがあったこと。そこに寺西郡代の時期のものが継ぎ足されてできたものであることは間違いない。

またVIIの下別府津口番所への覚えが、享保5年に出されているのに、ほとんど同文のVの細嶋津口番所への覚が、享保7年に出されていることについて。享保7年に日田代官池田喜八郎のお伺いにより、北西の風のときに高鍋藩美々津からの北上が困難なので、延岡城主牧野氏が番船を出すように命じた。細嶋のものは、このときに渡したものであるためである。

116

VII 享保年中

日向國下別府川口番人江池田喜八郎相渡置候書

付写

但此書付番人共捷書与相唱、當時茂相用、尤富高出張
陣屋ニも、右扣前ニシテ引渡御座候

塩谷太四郎

覚

- 一①ゑけれどす船阿蘭陀船繫候時、人質不可取之候、不限昼夜、以急飛脚細嶋役所江急度可注進、尤遠かけに番船附置、稠敷相守可申事
- 一②右之船繫候節、遠見番罷出、日本之通詞申もの有之哉、又者無之哉、相尋可有注進事
- 一③右之船繫候与而、致注進候所ニ而、得順風走出候ハハ、不致追船、遠見番所シ何方江乗候段、方角見届可有注進事
- 一④右之船繫候節、米薪等致品届候ハハ、其趣可有注進、此方シ差図無之内、何品ニよら須、一切相渡申間敷候、堅御停止之事候間、可有其心得候、勿論此方シ入用之品々有之哉与相尋候事、堅可為無用事
- 一⑤右之船縦船繫不仕候共、近所通候哉、又者怪敷船相見候ハハ、是又可注進事
- 一⑥来朝帰帆共ニ唐船漂着之節者、早速以急飛脚、細嶋

117

- 役所江可有注進事
- 一⑦来朝之唐船漂着之節者、番船警護稠敷附置之、若繫場惡敷候ハハ、湊内江挽入、日和次第、長崎江挽送可申事
 - 一⑧帰帆之唐船漂着之節も、番船警護稠敷附置之、日和次第帰帆候ハハ、唐人心次第ニ可致候、勿論其趣可有注進候、若船等損候ハハ、注進之上、差圖次第是又長崎江挽送可申事
 - 一⑨右唐船細嶋海表江漂着之節者、秋月長門守方シ番船挽船共ニ被差出候筈、被仰付候、下別府海表漂着之節者、伊東修理亮方シ番船挽船共差出候筈ニ被仰付置候、右番船挽船等之儀、細嶋江申越手代共方シ兩人之衆役人迄早速申達筈候、尤番船等不来内者、其所シ附置之可申事
 - 一⑩右之船锚を入候ハハ、早速遠見番罷出様子相尋、锚を入候場所刻限等、又者来朝帰帆之訛、唐人乗組人数等之儀、

唐人より書付取之、右書付相添委細注進可致候、其内得順
風走出候ハハ、不致追船、遠見番所より何方江乗候哉、方角
見届、早速其事可有注進事

—⑪右之船長崎江挽入候節者、其趣致注進、來朝帰帆

118

船共ニ質唐人式人取之、番船之内江為乗移、足輕兩人
相添可申候、質唐人船中賄之儀者、此方よりいたし、長崎着船
之上、賄代銀唐人より出之筈ニ候間、長崎ニ而松田金兵衛与申
もの方江可申請候、尤唐船質唐人船段々先江不成様ニ、一同ニ
引之、遠見番兩人致警護、長崎江可相送、若沖中にて異
変於有之者、其趣飛船を以、長崎ニ而松田金兵衛方
江可有注進事

—⑫右之船飯米薪野菜等願候ハハ、可有注進、差圖無之内達届
候共、何ニ而も一切堅相渡申間敷候、御停止之事ニ候間、可有其
心得候、水相願候儀、其人数相考相応ニ遣之、水員数之趣可注
進事

—⑬唐船破船其外、船道具損失ニ付、相願候ハハ、早可有注進事

—⑭船中ニ而唐人相果候共、死體陸江揚申間敷候、其外病人
有之、薬種願候ハハ、可有注進候、是又差圖無之内、相渡申間敷事
—⑮前々より建来候浦高札者勿論、去ル午年被仰出候唐船抜荷之
儀ニ付、浦高札之趣、急度相守之、怪敷もの有之者、可注進、且又
唐船漂着又者沖ニ漂候節、日本人近付怪敷躰相見候ハハ、
早速捕置可注進事

右之通、堅可相守之、唐船漂着之節者不及申、常躰往来以多し

119

候ものたりといふ共、唐船近辺江此方之者不寄様ニ浦々兼而
申付置候条、得其意、惣而唐船一件之事、微細に細嶋役所江
急以飛脚注進いたし、差圖之趣可相守者也

子九月 池田喜八郎

下別府河口

番人

子の年とは、享保5年（1720）のことである。下別府川口番人に対して出されたものである。前
出Vの享保7年5月の細島津口番人宛の覚と内容は同一であるが、若干の文字の異動がある。細島
が下別府よりも重要だから前に置いたのである。細嶋のものが2年遅く出されているものになって

いる理由は、前記。

天領漂着唐船については、長崎回送は高鍋藩か延岡藩・飫肥藩が行うとしても、長崎での面倒をみるのは、通常の各藩漂着唐船のときとは異なり、各藩の長崎用達商人ではなく、松田金兵衛であつた。幸か不幸か、天領漂着唐船の回送実例がないので確認ができない。

⑩には、漂着唐船が順風を得て走り出したときには、追い船をしないで、逃走の方角を見定めて注進せよという。逃げ出してもよいと言わんばかりの幕府の姿勢は、高鍋藩など大名に対するものとの違いが際だっている。

VIII 覚

一①那珂郡下別府川口分一改運上取立之儀、□又前書ニ申渡候通、

從前之相定候諸色定法を以、其所=□而 分吟味之上、

□願無依 負有軀相改之運上銀、細嶋役所江

相納請取通帳ニ手代印形取之、極月ニ至總勘定仕上

之上、書留手形通帳引替可申事

一②毎日運上相納候もの共、其品運上銀荷主名帳面ニ相

記之、其もの之印形取置、右帳面ニ寄目録相添、勘定

可仕上、若印判持參不仕有有之候ハハ、帳面ニ其改書以多し

120

置而より印形持參候様可申渡事

一③昼夜番所不明様ニ相詰、入念可相勤、若□志多りし儀

於有てハ、可為越度事

附番所ニおるて博奕諸之賭勝負者勿論、酒宴乱舞

ヶ間敷義、堅可相慎、尤火之用心

右之通、堅可相守之者也

享保五年子九月 池田喜八郎

下別府河口

番人

IX 唐紅毛抜荷物名目写改方之儀ニ付被仰渡御請書

申渡

中須賀湊

一 武家荷物賣荷積合候共、賣荷物之分者送状ニ實合荷造
之様子以函数等改候而不苦候

一 賢武家荷物斗積候船ニ而も、送状之外、積荷之員數余斗
有之候ハハ、余斗之分者、改候様可仕候得共、家中何之誰於荷物
ニ付、改之儀用捨有之度間、達而申聞候ハハ其船留置役所江
可申出候、左候ハハ、其段先方江懸合之上、尚又取斗方可申達候

- 一 送状ニ荷物之名目を不口ニ付、口付記候歟、又者其品之名目与
荷物不相當之相見候趣、或者送状宛所、且荷物仕出し元

1 2 1

- 名前ニ付口口等々記有之者、たとへ荷造怪敷不相見候共、上ハ
廻り荷主ニ切解セ、改候様可致候
- 一 萬一改違有之候節、荷物上ハ廻り切解候儀ニ付、問屋元江申訳
無之間、改有之候、始末書付申請度与而才料又其上乗之も
の申し候者 問屋ニ而紛敷様候ハハ、其筋江申立、此方江懸合有
之候得共、改ニ付、荷物切解セ候趣、可及返答間、其積相心得
候様申聞、當方より口付者、差遣申間敷候
- 一 改違ニ而、荷物上廻り切解セ改之上、別条無之所ニ候ハハ、直ニ付
添之もの江引渡、荷品員数無相違請取候段、右附添之ものより
書付取置可申候
但右文被申付、差出申間敷事申之、眼前見届候品ニ候
處、彼是申拒候節者、ゆすり間敷ニ相留候間、其所ニ留
置、其段役所江可申出候、左候ハハ、其願主支配江懸合、荷主
口寄荷主引渡可遣候
- 一 武家荷物ニ無之、送状之儀者願主役人印封いたし有
之候ハハ、其送状所持いたし候上乗才領、或者船頭ニ開封為
致、送状見届可申、若右送状所持之者役人之印封ゆく
先方江口届候迄者、自分ニ開封難致、改之者押而破
封致候者、勝手次第 与而、拒候ハハ、送状所持之者、致開封

1 2 2

- 見届者改之者可致筋之處、押而取上破封可致筋
無之段、利害申聞候而も、不致得心候ハハ、荷物人共其所
ニ留置、役所江可申出候、左候ハハ、願主支配江懸合之上、取
斗方可申遣候
但送状者有之候共、願主役人印封ニ付、難差出
与而申強、不差出候ハハ、是又本文同様、荷物人共其所
ニ留置、役所江可申出候
- 一 武家名前之差札者、荷物改ニ不及候者、勿論ニ候得共、若差
札ニ何州と歎何 荷物与斗認メ名前無之、一□ニ而才料或者
上乗等致罷通り候荷物者、改候而不苦候
- 一 門 堂上方 荷有之分者、町人荷物ニ而も容易ニ改
不致、若泊宿或者船懸申唐紅毛之品少賣等いたし候

都者、縱 荷有之候共、差押手板等見届荷物改候而不苦候
 一 領主船印小指幟建候共、賣主之分者改候而不苦候
 右取斗方心得之趣、前文之通可相心得候
 文化二丑（1805）九月 羽〔倉〕権九郎

1 2 3

Xは抜け荷取締について、塩谷郡代が長崎奉行との役割分担について確認した文書。豊前国大里浦の長崎奉行配下の出張所から、郡代管下の宇佐郡四日市村の百姓が抜け荷のことで呼び出された。この件で、先例も、前任者からの申し送りもない。そこで郡代の手付手代から長崎出張所役人に文書で問い合わせをしたところ、とくに定めもないとのことであった。長崎出張所詰のものから郡代配下の手代を通さずに抜け荷について呼び出すのであれば、日田におかれた西国郡代が長崎奉行との間で職掌を確認するために勘定奉行に問い合わせている。

X 長崎奉行支配抜荷改出張所江御料所之もの無断呼出有之候ニ付
 以来抜荷取斗方伺書
 長崎表より唐物抜荷為改、小笠原大膳太夫領分豊前國大里
 浦ニ、長崎出張所有之、右役人より私御代官所同國宇佐郡四日
 市村百姓惣吉相糺候茂有之候間、村役人差越可罷出与而
 別紙并同村庄屋宛手紙か？差越候ニ付、如何可仕哉之段
 右村役人より訴出候間、是迄右様之義、長崎出張所より直ニ
 差紙を以呼出之例有之哉之段、村方相糺候処、右件之先例
 無之与而申立、勿論先支配より都而抜荷改長崎出張所等之儀
 ニ付、申送も無御座候間、支配所江懸合無之呼出候、尤極筈有無
 之儀、四日市出張役所ニ罷出候、私手附手代より右長崎出張所
 役人江、文通を以為懸合候処、蹠与之極も無之与而、挨拶有之候得共、差遣
 御糺方も可有義ニ付、右惣吉江村役人差越差出以來之儀、尤御勘定
 所江相伺取極置可申与而為懸合置申候、右抜荷之儀、羽倉権九郎
 勤役中俵物御用懸之外、抜荷取締方、別段御口口御座候趣ニ而、其砌其
 支配所者勿論、西國筋御料私領ニ不限、不正物心得候間、於御料所者
 猶更抜荷等ニ口口候もの無之、願而外之口口エも相成筋承知仕、其後
 右取締方同人より申立御免ニ相成候由ニ而、尤去ル丑年抜荷等之
 義ニ付、御書付之趣を以、取斗候心得ニ者御座候得共、下 賣買
 ニ而怪敷 等無之候得共、唐物等持來賣買いたし候而も容易ニ
 糺方も難出來、右等より自然与相緩候哉と相聞、且前書四日市村
 之儀者私出張陣屋元ニ候処、右場所ニ不正之品取扱候もの有之
 候廻り差置候手代共江懸合無之、長崎出張所詰之ものより直ニ村方
 呼出候様ニ而者、一通取締者宜相聞候得共、下方之もの共抜荷等之儀

124

支配所ニ而者弥差縵候儀、難相成義ニ心得、追年支配之取締相緩可申、且長崎ム者相隔手遠之儀、行届兼候儀も可有之奉存候、右ニ付、支配所有之候、豊後豊前日向國之儀、其御料私領ニ不限、抜荷等之取締方御沙汰御座候様仕度、左候ハハ手附手代江茂得与申合置、尤大里浦長崎出張所一同承附次第、取斗候様仕度奉存候、左候得共、豊後國之陣屋・出張豊前國四日市・日向國富高、右之三ヶ所之外、私持湊番所等も有之義ニ付、取締心得方被仰渡候ハハ、格別穿鑿等不仕候共、不正之品取扱候もの者相減、支配所内心得違之ものも無之様可相成哉と奉存候、右其支配所最寄抜荷改方等之儀、取斗方、兼而取調相伺候心得ニ御座候間、此段奉伺候、以上

塩谷大四郎

X 2

御附紙

書面豊前國大里浦長崎表出張所詰之ものム唐物不正之品取扱由を以、其方支配所同國宇佐郡四日市村百姓直呼出いたし候ニ付、以来取斗方被相伺候間、長崎奉行江及懸合候処、糺方難差延節者、時宜ニ寄り出張所詰之ものム直ニ所役人江懸合呼出之儀、長崎奉行ム其方江懸合置候趣ニ付、実ニ無余儀筋有之節者格別以来之儀者可成丈出張所詰之ものム支配所江懸合之上呼出有之候様懸合置候間、呼出有之節者村方之もの差出方手延ニ不相成様可被取斗候、且支配所最寄抜荷改方等之儀者先是迄之通可被相心得候

卯閏四月

125

X 3

以剪紙得御意候、然者御支配所ニおみて不正之唐物取扱候もの有之、吟味筋ニ而大里出張所詰、當地改役方之ものム呼出方之儀、御役所江懸合申候ハハ、早速出張所江被差出候様存候、尤差候吟味筋之もの有之節、其御役所江御懸合及候上、被差出候而者、彼是手間取、手後ニ相成候儀も有之間、時宜ニ寄出張所詰之者ム直ニ所役人江懸合呼出候儀も可有之ニ付、其節無差支差出候様、兼而御支配所内江御申渡被置候様致度、此段及御懸合候有之、御報被御申聞候様存候、以上

文政元寅（1816）

五月十二日

筒井和泉守 印

塩谷大四郎 様

X 2 の勘定奉行からの返答を受けて、X 3 では長崎奉行・筒井佐次右衛門正憲から塩谷郡代への協力依頼の書翰。結局は長崎奉行の権限を塩谷郡代も認めざるを得なかった。この地が不正物を上方へ輸送するルート上の結節点であつただけでなく、俵物生産を請け負った地域でもあった。X II は、この俵物を中国へ横流しする抜買いを取り締まるためのもの。

X I <俵物の請負調達について>

塩谷大四郎 様 久世伊勢守

126

以切紙致啓上候、然者唐船渡俵物都長崎表江廻方之
儀ニ付、別紙壱通御達申候、可被成御 手候、此段為可得御意

御座候、以上

文政九戌年

三月三日 久世伊勢守

塩谷大四郎 様

久世伊勢守廣正は、文政9年には小普請組支配（『柳營補任』84頁）、のち、天保4年6月に長崎奉行となる。

X II <俵物抜け荷筋への売却禁止>

唐船渡煎海鼠、干鮑、鱻鰐等之趣、近國之浦々江長崎會
所直仕入之外、抜荷手筋之もの相越直段能相對買いたし、
右俵物之都抜口有之趣相聞、直仕入ニ而長崎江廻方薄く、其上
毎度不正筋之儀ニ付而者、俵物諸色取上有之候間、御領内浦々毎度
被仰渡も可有之候得共、猶又此節嚴敷被御申付、心得違不
致、長崎俵物方役所江差廻候様いたし度候

酉四月

X III

右之通、寛政元酉年御達申候処、年暦相立候故歟、近年兎角
抜俵物多く煎海鼠、干鮑、鱻鰐等他所之もの江、猥ニ賣渡候族も
有之、自然与長崎江廻り方薄、唐船渡方差支候間、此上心違不
致、長崎俵物方役所江可相廻与而、猶又嚴敷被仰渡候様致度候

午三月

127

XIV

以切紙致啓上候、然者拙者支配所煎海鼠請負人豊後國東郡下岐部村豊藏義及老衰、萬端不行届付、出方も相進不申候間、請負御免、新請負同村多作江被仰付度段、願書差出候間、則願書本紙壹通差進申候、宜御取斗有之、御報被仰聞可被下候、右之段可得御意、如斯御座候、以上

文政九戌年（1826）

二月十六日 塩谷大四郎 印

高木作右衛門 様

高木道之助 様

XV

御切紙拝見仕候、然者其御支配所煎海鼠請負人豊後國東郡下岐部村豊藏義及老衰、萬端不行届候付、出方も相進不申候間、受負御免、新受負同村多作に被仰付度段、願書差出候間、則願書出本紙壹通御差越、宜取斗候様御紙面之趣承知仕、俵物役所請負人名前為切替申候付、願之通被仰付可然奉存候、依之被遣願出返口仕候、右之段貴答可得貴意、如此御座候以上

三月廿日 高木道之助 印

高木作右衛門 印

塩谷大四郎 様

XIVは塩谷郡代から長崎代官高木作右衛門へ俵物請負人の豊藏が老衰のため交替のことを願い出。XVで代官が許可。

128

XVI

差上申候請証文之事

一 於長崎表、唐方御渡相成候俵物煎海鼠・干鮑・鱻鰐等之品々、近来出方相劣、右御代物差支候与而、此度被成御廻浦、私共御呼出是迄度々御廻浦之節、被仰達置候儀者承知可有之処、私共儀出方減少いたし、右浦々之内ニ者、漁業等榮ニいたし置、或者抜賣買之手段有之哉ニも被及御聞、於御公儀厚御趣意も被為在候処、不相弁次第ニも相當、不宜筋ニ候間、

右之仕癖ニ不拘、此上格別差はまり実道之稼方第一要ニ可仕与而
勿論右俵物者唐國より持渡候薬種之御代物ニ而貴与而万人病
苦相遁候ため之御趣意ニ有之、此所能々勘弁いたし可申、尤
外漁業与違、生海鼠鮑漁業之儀者品々手数も相懸候事ニ而
不手馴者者自分打捨置候儀ニ付、以来右様之儀無之様、漁方
切者之もの江、此意申請出増し存付之儀者、不包置申上候
様可仕、左候得共、御趣意ニも相叶、且者出方相進候丈、銘々助成ニも
相成儀共、小前之もの一同申合、稼浦御請負高之外ニも出懸候様
相願可申候

一 煎海鼠・干鮑仕立方干貝等買品差出候丈ヶ、直段之儀も其品位ニ
應御買上被成下儀ニ付、仕立方入念、聊ニ而も御請負高より出増有之
候様、相稼候得共、其丈御褒美増銀をも被下候間、弥差はまり
出積可相稼澤山者可有之候得共、銘々不精油断いたし、
稼方等閑ニ而、出方相劣候場所之有者、幾度も廻浦可被成事ニ付、
其段兼而相心得候様可仕候

129

一 抜賣買筋ニ付而者、天明五巳年（1785）諸國一統御觸も有之趣者、御廻浦
度々被仰達、何連も承知之事ニ有之候得共、此度猶又嚴重
被仰渡之趣、一統申請相口ニ懸、穿鑿第一密賣ヶ間敷義いた
し候者有之候ハハ、其役筋ニ早速注進可致、此上追々風説等御聞糺も
可有御座事ニ付、聊無油斷、御取締筋行届、御觸之趣嚴重相守
可申候

右之趣逸々御利解被仰口候趣、逐一承知奉畏候、依之連名を以
御請一札奉差上候処、依如件

塩谷大四郎支配所
農後國東郡下岐部村
漁師惣代
傳 吉 印
天保二年卯（1831）二月 同
元 藏 印
下吏
多 作 印
庄屋
喜三郎印
買集人
防州遠潟浦
鍵屋茂次右衛門 印

石川定之丞様

塩谷大四郎の管下、下岐部村の俵物請負にかかる漁師・惣代・庄屋・買集人が連名で石川定之丞宛に出した請証文である。内容は、俵物の生産が減少したために、御廻浦の上、抜け売買がないか等を問い合わせられたこと。長崎俵物は中国から薬種等を入手するためでもあり、俵物の調達が大切であることをわきまえよ、との現代流行の説得の文言に近い目的を示している。

第2には、品位・数量に応じて褒美銀を出すこと。しかし、俵物の出方が劣る所には廻浦を幾度も行われるということを承知した。

俵物を確保するために、割り当て数量を超えるものについては、品位・数量に応じて褒美銀を出す。出方が劣る場所には、何度も廻浦を行うぞという、アメと鞭による俵物調達のこと。

第3に、抜け売買厳禁のことを再確認。

以上のことと関係者連署で確認し、塩谷大四郎郡代の手代がさらに管理責任者として取り締まる事を確認している。

XVI 2

前書之趣、私立會承知仕候俵物之儀者、厚御趣意も御座候ニ付、
追而格別出方相進候様、取締向等積之心付可申候、依之奥書印形
仕候以上

130

塩谷大四郎 手代

長谷部衆助印

XVII

差上申候請書之事

壹ヶ年請負高

一 煎海鼠 三百升 下岐部村

但百五拾升相取候得者、惣升高懸壹升ニ付銀壹トツ、其余

出越之節者、其分壹升ニ付銀壹分五厘宛

右煎海鼠出増御褒美銀、是迄者不被下候処、励之ため當卯年ム

三ヶ年之間、右之割合を以御褒美増銀被下置候旨、被仰渡□

有奉存候、然ル上者、一統申合、格別差はまり御請負高之外ニモ、

出進候様出積可仕候、依之御請一札奉差上候処、仍如件

塩谷大四郎支配所

豊後國國東郡下岐部村

漁師惣代

傳 吉印

天保二年卯二月

同

元 藏印

下請

多 作印

庄屋

喜三郎印

買請人

防州遠潟浦

鍵屋茂次右衛門 印

131

石川定之丞 様

XVIII 乍恐以書付御届奉申上候

此度俵物方就御用、御重請役石川定之丞様并長崎御役人

拓長次郎様都合御上下拾参人、二月廿三日源江村御止宿、同廿四日

下岐部村御体之場江同村煎海鼠下請人外漁人惣代村役人

一同御呼出、御糺方無滯御廻浦相済申候、尤御糺方之儀、煎海鼠

出方相進候様、精々被仰付候、依之私共連印御届書付差上

候、以上

天保二卯年（1831）二月 國東郡鬼籍村

百姓代 嶽 藏 印

組頭 市左衛門 印

庄屋

下岐部村

百姓代 七右衛門 印

組頭 吉兵衛 印

庄屋 喜三郎印

源江村

百姓代 勘助印

組頭

庄屋 國助印

皆来村

百姓代 若太郎印

132

組頭 平印

庄屋 来助印
四日市 御役所

XIX 御聞証ニ付奉申上候

此度俵物為

御取締御用御 請役様并長崎御役人中様御廻浦被成候ニ付、
去ル文化年中右御用ニ付、御廻浦之節口扣書都有之候ハハ、写可
差上与而被仰渡、承知奉畏候、然ル処當浦之儀者、俵物ニ可相成
稼人無之候ニ付、賣買仕候もの者無御座候、依之、文化年中當浦
御廻浦之儀無御座候、右御証ニ付、口上書印形仕奉差上候、以上

卯二月

宇佐郡中須賀村

庄屋 長左衛門

御用ニ付三役人印形

日田御役所江持参仕

候ニ付無印

日田

御役所

日田役所から中須賀村三役に対し、文化年中の御廻浦の際の控書があれば提出を求められた。しかし、中須賀村は俵物稼人がいないので、御廻浦もなかつた旨の返答。

133

II X

御答申上候書付

當村御請負仕候煎海鼠、近年出方相劣、唐方御代り物御差
支ニ付、此度御廻浦被、出方相減候次第、御証被仰付奉畏候、然ル
處、近年煎海鼠生立無數、年々出方相劣候ニ付、彼方よりも嚴
重被申付、漁人一統出精相稼候得共、出稼場三ヶ浦者御座候處、近來右
三ヶ浦ニ者一向生立無御座、當浦之儀ニ御座候得共、御請負
高相納候義者難相成ニ付、恐入候、當三月中旬迄ニ者、凡七拾五升余も
被調仕候見通ニ御座候、前改之仕合ニ御座候得共、其余之品申出難仕奉
様候、為此上年々格別差はまり漁人一統申合、請負高相稼候様稼
方出精可仕候、為然此趣書付を以、御届申上候、以上

天保二卯年二月

御料所

下岐部村

多作印

右前書之通相違無御座候、以來稼方之義者、私より嚴敷申付請
負高相納候様、稼高出精為仕可申候、依之奥印仕差上申候、以上

庄屋
喜三郎印

134

II X I

以剪紙致啓上候、然者拙者支配所鱗鰭請負人、日向國臼杵郡
細嶋町乘助義、去寅八月致死去候ニ付、得請負人之儀、同町乙名
彦 江被仰付度段、願出差出候間、別願書本紙壱通差遣
申候、宜取斗有之、御報被仰聞可被下候、右之段可得御意、如此
御座候、以上

天保二卯年

三月廿一日

塩谷大四郎 印

高木作右衛門 様

II X II

御剪紙致拝見候、然者御支配所鱗鰭請負人、日向國臼杵郡
細嶋町乘助義、去寅致死去候ニ付、御請負之儀、同町乙名彦口口
江被仰付度段願出差出候間、右本紙壱通被成御差越、宜取
斗候様、御紙面之趣承知仕候、別俵物役所江申遣請負人名前
為切替申候、左様御承知被下、願之通被仰奉可然奉存候、依之
願出返却仕候、右貴答可得貴意、如此御座候、以上

三月十三日

高木内蔵丞印

高木作右衛門印

塩谷大四郎様

II X I では鱗鰭請負人の交替につき、日田郡代が長崎代官の高木作右衛門に願出書をだし、II X II でこれを代官が認める。

135

II X III 乍恐以書付御届奉申上候

壹ヶ年請負高拾五升

一 千鮑貳貫貳百目

此拵拾三升七合五勺

右者當四月より七月迄買調置、大坂俵物方御役所江相届

候處、相違無御座候、依之印形書付を以、御届奉申上候、以上

日向國臼杵郡

天保六年（1835） 平岩村
未十月 庄屋
右衛門
富高
御役所

平岩村の庄屋が干鮑を大坂俵物方役所に届けた旨、富高役所の手代に届出文書。

II XIV 以書付御届奉申上候
壱ヶ年請負高弐升
一 煎海鼠懸目五百八拾目
此柵三升六合弐勺五才
右者當正月より同三月中被揚候分、此節御用俵物下請延岡
御城下石見屋勘助并忠助方江差向申候、依之御届奉申上候、
以上 煎海鼠請負人
日知屋村
庄屋
新右衛門印
富高
御役所

同じく日知屋村の庄屋が、煎海鼠を延岡の石見屋勘助・忠助をとおして納めたことを富高役所に届出た文書。

136
II XV 乍恐書付を以御届申上候
請負高三百升
一 鰯鰆 五拾升六合
是者當未二月四日 ノ買俵物方江仕向候分
一 同 弐拾升九合六勺
是者當未七月八日 ノ買俵物方江仕向候分
一 同 四拾六升弐合五勺
是者當未十月五日 ノ買俵物方江仕向候分
合百弐拾六升四合四勺
右者細嶋町鰯鰆當未正月より十二月迄相仕立候分、前出之通
相違無御座候、尤當年之儀者至而不漁ニ而、仕向方相減奉

恐入候、依之書付を以御届奉申上候、以上

日向國臼杵郡

細嶋町

請負人

未十二月

又八郎

富高

御役所

同じく細島町請負人が、鱈鰆を納めたことを富高役所に届出。

137

II XVI 以書付御届奉申上候

壱ヶ年請負高七拾五升

一 煎海鼠懸目七貫五百五拾目

此樹四拾七升壱合八勺七才

右者當正月より三月中被揚候分、此節御用俵物下請防州

遠口鍵屋茂次右衛門方江差向申候、依之御届奉申上候、以上

下岐部村

未十二月

煎海鼠請負人

四日市

多作印

御役所

前書之通相違無御座候、依之私共奥書印形仕奉差上候、

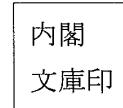
以上

右村庄屋

喜三郎 印

組頭

印



同じく下岐部村の煎海鼠請負人が、山口の鍵屋をとおして届け出た旨を四日市役所に届出。そのことを下岐部村の庄屋と組頭が届け出た文書

小 結

良港細嶋が、延岡藩領から幕府領になったのは、元禄5年(1692)のことである。有馬清純が領内不取締(山陰村逃散一件)により、元禄4年(1691)所領を収公され、元禄5年2月に三浦明敬が、延岡に入封した。この時、細嶋は幕府領となった。これにともない元禄8年5月には、高鍋藩が老中より御領細嶋への漂着唐船の支配方を命じられた。

細嶋を含めて日向国の幕府領が日田代官支配になったのは、享保5年(1720)池田喜八郎季隆が日田代官に就任してからである。その2年後、享保7年に日田代官池田喜八郎のお伺いにより、北西の風のときに高鍋藩美々津からの北上が困難なので、延岡城主牧野氏に命じて延岡から番船を出すようにした。かくして幕末まで、幕府領細嶋について高鍋藩と延岡藩が責任を負うかたちになつたのである。

さて、ようやく内閣文庫所蔵の『唐船一件』約90通全文を通読し終えた。この文書は、1754年から寺西藏太郡代の時期、天保年間までの概ね90年間の記録である。この文書の位置づけについて。すなわち誰により、何のために纏められたものであるかを、内容を振り返りながら考察して結びとしたい。

前稿で紹介部分の中核的なものは、下の図1でIの日田代官(西国郡代)から長崎奉行に出された懸合(伺書)とその返答の挨拶(附札)であった。日田代官代替わりの度に、前任者のものを添付して長崎奉行に漂着唐船等への対処方を箇条書きにして具体的に問い合わせている。これに対して、長崎奉行が、附札で返答している。これら附札文書が主要なものと認識されている。また、IIとIIIの日田代官から勘定奉行への伺書、ならびに日田代官と日向4大名・豊前豊後2大名とのやりとり文書も重要である。

つまり日田代官(西国郡代)が、とくに日向豊前豊後三国の幕府領に漂着する唐・琉球・朝鮮船ならびに異国船への対処に遗漏なきようにするために、先規をとりまとめた文書の写しである。

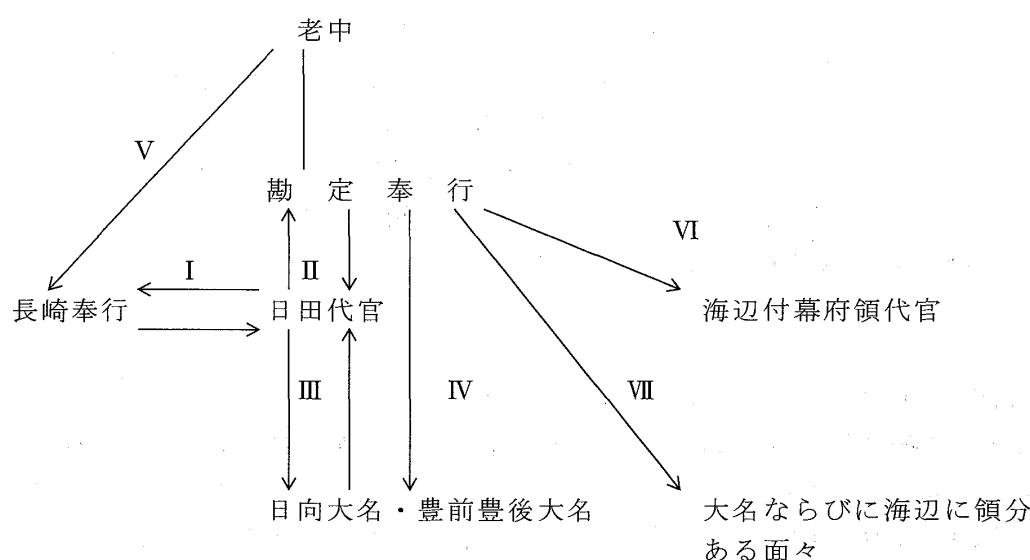


図1 東九州沿海幕府領漂着唐船に関する命令系統図
「唐船一件 I」(『宮崎女子短期大学紀要』32)による

小稿「唐船一件Ⅱ」では、先ず幕府領細嶋における異国船関係の高札文書が九件ある。塩谷大四郎郡代が、正徳4年（1714）のよく知られる抜荷取締高札、同年のキリシタン入国取締高札を含めて御触書を纏めている。また、日向沿海幕府領の細嶋津口番人および下別府河口番人への抜け荷取締等についての掟書きも含まれている。

第二に、結果的には認められなかつたものの、塩谷大四郎郡代による東九州についての抜け荷取締を西国郡代に任せて欲しい旨（124丁：豊後豊前日向國之儀、其御料私領ニ不限、抜荷等之取締方御沙汰御座候様仕度）の勘定奉行、長崎奉行とのやりとり文書がある。

最後に、俵物請負に関わる文書群である。唐物の抜け荷商いの横行、すなわち正規物と不正物の混在した状態（中村質⁽⁴⁾、上原兼善⁽⁵⁾）のなかで、これに見合う俵物の需要に応えるための俵物抜け売買が行われていた。そのことを踏まえた抜け売買禁止および俵物生産量減少に対する制裁的な廻浦とノルマ以上の俵物についての褒美銀について。俵物請負人の死亡・老衰による交替願いと許可。これらの塩谷大四郎西国郡代等と長崎代官等とのやりとり文書である。

以上により、西国郡代とりわけ塩谷大四郎郡代に関わるものが大半を占めていることがわかる。

VIIの下別府川口番人への覚についての塩谷郡代による但書きに、18世紀初めの享保年間、日田代官池田喜八郎時代の掟書きが、100年後の塩谷郡代の頃も生きていたということを記している。塩谷郡代による但書きがあることから、この『唐船一件』文書をまとめる上で、塩谷郡代が果たした役割の大きかったことがわかる。

ただし、記録の最も新しいものは、寺西郡代の時期である。そこで、黒木國泰前稿（I）では「1754年から寺西藏太郡代の時期、天保年間までの概ね90年間の記録である。したがって、寺西郡代が職責上の必要により、配下の手代に取りまとめさせたもの」と述べた。この仮説は、日田の役所でまとめられた文書であることを前提とした。

しかし、塩谷郡代がどこかに提出したものであることを明記している。したがって、この『唐船一件』は、日田でまとめられたものではなく、日田代官・郡代から勘定奉行に差し出された文書を、江戸で取りまとめたものであると修正したい。百歩譲って、塩谷の勘定奉行への提出文書の写しが日田に残されたとしても、塩谷郡代が彼の前任者の残した関係文書をまとめて提出したものがあったこと。そこに後の寺西郡代の時期のものが継ぎ足されてできたものであることは間違いない。

以上、本文書『唐船一件』は、鹿児島から上方への東九州の抜け荷ルートを取り締まるための情報収集目的で纏められた幕府文書と理解しておきたい。

幕府領の論理については、次の諸先学の教えを受けた。

広瀬恒太『日田御役所から日田縣へ』（1969年）。甲斐 勝『天領と日向市』（ぎょうせい、1976年）。安藤 博『縣治要略』（赤城書店、1915年）。村上 直『江戸幕府郡代代官史料集』（近藤出版社、1981年）。村上直・荒川秀俊『江戸幕府代官史料一県令集覽』（吉川弘文館、1975年）。石川準吉『江戸時代代官制度の研究一生野代官を中心として観た』（日本学術振興会、1963年）ほか。

註

- 1 黒木國泰「延岡内藤藩の幕府領細嶋漂着唐船対処マニュアルについて」（上）『宮崎女子短期大學紀要』第27号、71頁。
- 2 中村質「漂着唐船の長崎回送規定と実態一日向漂着船の場合一」『近世近代史論集』平成2年3月、吉川弘文館。のち、『近世對外交渉史論』（平成12年、吉川弘文館）に転載。
- 3 中村質同上、「おわりに」
- 4 中村質「鎖国期における輸入品の流通と抜荷物」『鎖国日本と国際交流』（吉川弘文館、昭和63年2月）のち前掲『近世對外交渉史論』に転載。
- 5 上原兼善『鎖国と藩貿易』（昭和56年、八重岳書房）